

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和5年3月定例会	
議案番号 議案名	議案第96号 訴えの提起について
議員名・会派名等	市民力(山中啓之、湯浅文)
賛否態度	反対
賛否など態度決定 に至った理由や 討論	<p>※市民力は、本会議および委員会での討論という本来の発言を最大限に活かすことこそが議員の責務と考えます。非公式の場に、議会で発言してもいない意見を掲載するというやり方は、議員自らが議会における議論を軽視する行為であるとの考えから、以下、本会議・委員会など公の場で討論した内容を掲載いたします。</p> <p>市民力の山中啓之です。湯浅文、山中啓之を代表して反対を表明します。</p> <p>本件は、松戸市松戸都市計画新松戸駅東側地区土地区画整理事業地内における土地の一部に所有権移転請求権仮登記が設定されていた場所を巡る案件です。当該仮登記が消滅時効を迎えた事に伴い、仮登記の抹消を請求するために市は提訴に踏み切ろうとしています。</p> <p>本来であれば、市の土地に仮登記がある状態は解消するべきことが前提である事は言うまでもありません。</p> <p>しかし本件を巡る市の姿勢には疑義が多く、今ここで訴えの提起を認めるべきか、その妥当性を建設経済常任委員会にて審査いたしました。所有権移転請求権仮登記とは、未だ所有権はないが、将来所有権を移転してもらえたる事を前提に権利を保全している制度であります。よって本来、設定者は自分に所有権が巡ってきた際に自己の考えで土地活用を考えていたのではないかと推測する事が妥当です。</p> <p>しかしながら、委員会では、本市が本区画整理事業の前からこの仮登記の状況を認識しておきながら、特段の話し合いを行った形跡もなく、一方的に事業認可申請を行い、県に認可された事が確認できました。</p> <p>土地区画整理が市施行を盾に当該者たちの同意なく申請され認可されたのだとすれば、彼らにとっては寝耳に水のことでしょうし、必然的に、市の求める仮登記抹消に対して協力を求めるのならば、極めて丁寧な説明が話し合い開始の必要最低限の市の責務と考えます。</p> <p>元より市は本区画整理事業の遂行にあたっては「丁寧な説明」を行</p>

い、「合意の形成」に努めていくと、これまで再三、議会で答弁してきました。しかしながら当該土地を巡っては、平成24年11月15日の仮登記から10年間の時効成立直後に、直ちに訴訟に踏み切ろうとしております。このことは本来得られるはずの住民との円満解決の機会を断ち切るものであり、逆に対立や禍根を深めてしまう原因になる事を懸念します。なぜこんなに拙速に行うのか理解できません。本来ならば双方の歩み寄りにより円満に協議して行うべき性質の内容と考えます。

そもそも、もし土地区画整理事業の開始前に（登記上の所有者だけでなく、）この仮登記設定者についても市が事業に対する一定の会話を通じて合意の感触を得ておけば、裁判を起こすまでの必要はなかったのではないのでしょうか。万に一つ裁判を起こすにしても、万策尽きた後の最終手段であるべきです。

市はこれまでの協議については自己を顧みず反省を一切語らぬ一方で、何度も質疑で追及された挙句に『努力した』と一言だけ答弁されました。前者の反対討論で、別の訴えの提起の際には時系列で詳細の説明があったとあり、その通りだなあと改めて今回の議案の歪（いびつ）さに確信を強めたところでございます。

協議の経緯や努力の内容が示されぬまま、これを鵜呑みにしようものなら議会のチェック機能すら疑われると考えます。更に、区画整理事業のまちびらきの時期にも影響はないとの事ですから、少なくとも今、焦って訴えを起こす必然性は確認できません。まずは誠意をもって丁寧な協議に専念すべきと考えます。

以上から、訴えを起こすまでの経緯に不明な点が極めて多く、時期の必然性からも直ちに訴訟を提起する事に合意する判断材料は乏しく、拙速であると判断します。市が平素より掲げる「丁寧な説明」はしっかりと相手方に行われたのかも確認できず、協議がこれ以上不可能だと判断した基準についても具体的に説明が得られない以上、現段階において妥当な訴えの提起とは判断できず、議案に反対とさせていただきます。